

耐震改修住宅に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

国見町長 様

申請者

住 所
ふ り が な
氏 名
個人番号
電話番号

国見町税条例附則第 10 条の 3 第 8 項及び第 11 項の規定により下記の通り申告します。

所在地	国見町大字		
家屋番号		種類	
構造		床面積	m ²
建築年月日	年 月 日		
登記年月日	年 月 日		
改修完了日	年 月 日		
耐震改修工事に要した費用	円		
改修工事が完了した 日から 3 カ月以内に 申告書を提出できな かった理由			

添付書類
☐ 増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書、住宅性能評価書のいずれか 1 つ
☐ 改修工事の費用を証明する書類(領収証や工事費用見積書など)
☐ 長期優良住宅認定通知書の写し(増改築に係る長期優良住宅の認定を受けた場合)

【特例の概要】

令和 13 年 3 月 31 日までに一定の耐震改修工事が行われ、かつ改修が完了した日から 3 ヶ月以内に国見町役場税務課に申告したものに限り、工事が完了した翌年度の固定資産税の 2 分の 1 (一戸あたり 120 平方メートル相当分)を減額するものです。

(改修工事により、長期優良住宅に該当することとなった場合は 3 分の 2)

【減額の対象となる家屋の要件】

- ・ 令和 13 年 3 月 31 日までの間に建築基準法に適合する耐震改修工事が行われたこと。
- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅であること。
- ・ 店舗兼住宅の場合、居住部分の床面積の割合が 2 分の 1 以上であること。
- ・ 耐震改修工事に要した費用が 50 万円を超えていること。

※賃貸住宅は対象となりません。

【他の減額措置との併用】

省エネ改修やバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置との併用はできません。